

# 那覇市臨時職員の勤務条件

## 臨時職員の任用期間

臨時職員の任用期間は6月以下です。ただし、必要に応じ雇用を繰り返すことができますが、通算の在職期間が1年を超えての任用はできません。

## 臨時職員の解雇

私傷病により7日以上引き続き欠勤した場合、私事欠勤が5日を超えた場合、心身の故障により職務の遂行に支障がある場合又は職に必要な適格性を欠く場合には、解雇の対象となります。

## 勤務日、勤務時間及び休暇

- 1 原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの週5日、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までです。(土曜日、日曜日及び祝日はお休みです)  
なお、所定労働時間以外の時間外勤務を命ずる場合があります。
- 2 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則に基づき、年次有給休暇(1時間単位でも取得可能)が付与されます(裏面参照)。年次有給休暇を受けようとするときは、年次有給休暇願を所属長に提出してください。

## 臨時職員の給与

- 1 臨時職員の給与は、給料、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当です。昇給、退職手当はありません。
- 2 給料は、月額6,580円です。(事務職の場合)
- 3 給与は、月末締め翌月20日支給です。本人名義の指定口座へ振り込みます。  
※口座振込依頼書及び通帳の写しを提出してください。
- 4 通勤手当は、通勤距離が2km以上で、交通機関を利用している場合はその交通機関のOKICAポイント割引適用後の往復運賃額(上限:月額483円)、交通用具利用の場合は、2km以上5km未満は月額100円、5km以上は月額210円を支給します。  
※通勤届(OKICA利用明細書の原本を添付)を所属課へ提出してください。

## 雇用保険、健康保険及び厚生年金

- 1 雇用保険は、任用期間が31日以上の場合に加入になります。
- 2 健康保険及び厚生年金は、任用期間が2月を超える場合に加入になります。  
※年金番号及び雇用保険被保険者番号を届け出てください。  
なお、扶養に入れる家族等がいる場合は別途申請(健康保険被扶養者届等)が必要です。担当者まで連絡してください。

## 公務員としての心構え

- 1 法令等に従う義務
- 2 信用失墜行為の禁止
- 3 秘密を守る義務
- 4 職務専念義務
- 5 上司の命令に従う義務
- 6 兼業(アルバイト等)の禁止

## その他の注意

- 1 勤務時間中は、貸与した名札を必ず着用してください(退職時返却)。
- 2 服装は、市民の方から見て見苦しくないように心がけてください。
- 3 市役所敷地内は職員の自家用車及びバイクの駐車は禁止です。通勤で使用する場合は、個人で責任を持って駐車場を確保してください。(路上駐車・迷惑駐車厳禁)。
- 4 通勤途中や仕事中は事故の無いように十分注意するとともに、万一事故に遭った場合は速やかに所属課及び人事課へ報告すること。
- 5 健康相談及びハラスメント等の職場環境についての相談は、所属課又は人事課に連絡してください。

[休暇関係]

1 年次有給休暇

任用期間 (継続の場合は合算期間)	日数
1 月	1 日
1 月を超え 2 月以下	2 日
2 月を超え 3 月以下	3 日
3 月を超え 4 月以下	4 日
4 月を超え 5 月以下	5 日
5 月を超え 6 月以下	6 日
6 月を超え 1 0 月以下	1 0 日
1 0 月を超え 1 1 月以下	1 1 日
1 1 月を超え 1 2 月以下	1 2 日

※ 1 日 = 8 時間と換算して時間単位の取得可。

2 病気休暇 (私傷病) (有給)

任用期間 (継続の場合は合算期間)	日数
1 月を超え 2 月以下	1 日
2 月を超え 4 月以下	2 日
4 月を超え 7 月以下	3 日
7 月を超え 9 月以下	4 日
9 月を超え 12 月以下	5 日

※ 時間単位の取得不可。

※ 有給休暇願に、負傷又は疾病の事実を証する書面を提示すること。

3 その他の主な休暇

名称	給与	付与日数	運用
夏期休暇	有給	1 日～3 日	4 月から 10 月までの期間における任用期間に応じて付与
出産休暇	無給	産前 6 週、産後 8 週	産前、産後 2 回に分けて請求
忌引休暇	有給	1 日～10 日 (忌引日数表参照)	起算日は、死亡した日から 3 日以内で職員が申請した日とする。
子看護休暇	有給	任用期間に応じて付与 日数については運用参照	中学校就学前の子に係る看護又は疾病の予防のために勤務しないことが相当と認められる場合

※ その他休暇や提出書類等については「臨時・非常勤職員の休暇等の運用・手続一覧」を参照してください。

那覇市役所 総務部 人事課 電話 098-861-7499 内線 2056
---------------------------------------------